

第 15 回全国健康保険協会運営委員会議事録

第 15 回全国健康保険協会運営委員会

開催日時：平成 21 年 12 月 9 日（水）15:00～17:00

開催場所：全国都市会館 第 1 会議室

出席者：石谷委員、逢見委員、川端委員、城戸委員、五嶋委員、田中委員、埴岡委員、森委員、山下委員（五十音順）

- 議 題：1 5 年収支見通し（試算）について
2 保険料率について
3 平成 22 年度の事業計画及び予算について
4 現金給付以外の制度改正要望について
5 船員保険について
6 平成 21 年度予算の変更について
7 その他

田中委員長 皆さん、こんにちは。埴岡委員は 15 分ほどおくれて来られるそうです。それ以外の方はお揃いになりましたので、ただいまから第 15 回運営委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございました。

本日は委員のほかオブザーバーとして、厚生労働省と社会保険庁からもお越しいただいております。よろしくお願いします。

早速ですが議事に入ります。まず 5 年収支見通しです。前回、5 年収支見通しの試算の前提について事務局から案の提示があり、私どもで議論いたしました。それを踏まえて事務局から計算の結果が提出されています。説明をよろしくお願いします。

西川企画部長 資料 1 です。前回、運営委員会において、来年度の料率のあり方の御審議のために必要となる 5 年収支見通しにつきまして、前提条件の方向性を確認させていただきました。本日はその前提条件に基づきまして実際に試算しています。なお、この資料 1 の 2 . のところの但し書きにも書いていますとおり、今後、国庫補助率を初め制度改正の行方により変更があり得るもので、粗い試算です。

なお、(3) の保険給付費の見通しの 75 歳以上のところで、前回、実はここの伸び率について 75 歳以上を「2.1%」と資料で書きましたが、恐縮ですが「2.2%」に訂正させていただきます。

試算の具体的な結果ということで、3 ページ以降、4 . のところで記載しています。まず被保険者数の見通しにつきまして、将来人口推計を基礎といたしますと、表のとおり、減少傾向です。

総報酬額の見通しについては、前回、賃金の上昇率について9通りの考え方をお示しいたしましたが、本日は前回の議論を踏まえ、4通りに場合分けをしています。すなわち経済低位、内閣府でお示しされている経済低位×0.5。それから平成23年度以降0%。24年度以降0%。それから24年度以降0.6%。このような4通りに場合分けをしています。9通りのうち、賃金上昇率の低い方から並んでいます。

賃金上昇率につき、このような4通りに基づき、次のページ以降、個別の表で保険料率等をまとめています。このページ以降、実は賃金上昇率については4通り。国庫補助率は3通り、年度末に見込まれる赤字の償還期間として3通りで、掛け算して合計36個の個表です。

まず全体の表の並び方を御紹介させていただきますけれども、この小さいページの1ページから4ページのこの見開きで、今見ていただいている見開きは、まず償還期間を単年度に固定して、国庫補助率を暫定である13%のものということで、左上からケースA、そして下、ケースB、そして右の方のケースC、ケースDというような並べ方をしています。

次の見開きで5ページから8ページという見開きですが、これは国庫補助率を本則上の16.4%にして、単年度償還でかつ16.4%で賃金上昇率をAからDにしています。もう1ページめくっていただきますと、今度は国庫補助率を20%にしたものということです。

その次の13ページから16ページにかけては、今度は償還期間を単年度ではなくて、3年償還にしたような形で並べています。並べ方は似たような形になってまいります。今度はページが飛んで25ページ以降が、償還期間を最長の5年間で置いてみた形で並べています。

この資料の最後のところで、[参考]と書かれている資料ですが、これは医療費改定の影響ということで、右上に注意書きを書いています。仮に22年度改定1%の増が行われた場合のものということで、その後の23年度以降の診療報酬改定ということについては±0で、22年度の改定を1%増と見込んだ場合の影響を記載しています。大体似たような影響率になっています。

表の全体の構成を御説明させていただきますが、個々の具体的な表の見方について、戻らせていただきます。小さいページの1ページに戻っていただきまして、見開きのこの1ページ左上の表ですが、これは赤字を単年度で償還し、かつ国庫補助率13%、そして賃金上昇率はケースAで、比較的高めのものということを利用して申し上げますと、ここでは保険料率は一番下の均衡保険料率9.9%で、その後、23年度で一旦9.7%に下がりました。その後、3年めである平成20年度で9.9%に再び戻って、そしてその次には10%を超えて10.2%なり10.5%に上昇していくということになります。

その下のケースB、そしてケースC、ケースDというのは、賃金上昇率が少し高くなってまいりますので、保険料率もそれに伴って変わってまいります。ケースBを見てみますと、22年度のところでは9.9で、23年度は9.7に一旦下がり、24年度は10.1ということで、先ほどのものよりも少し高くなって、そして10.5、10.8で、先ほどのものよりも上昇

幅が大きいような形になってまいります。

ケースC、ケースDとというのは、賃金の上昇がより低位になってまいりますので、今のようなトレンドがもう少し広がってくるという形になってまいります。いずれにしても、ここの形で申し上げますと、22年度は単年度で返しますので高く、そして23年度で一旦下がって、そして24年度以降また上がっていくという形になってまいります。

5ページ目以降は、国庫補助率が本則上の16.4%、20%になった場合ですが、国庫補助が入った分、当然料率には反映して料率が低くなってまいりますけれども、推移の傾向については、同じような形になります。

今度は赤字の償還期間というものを単年度ではなくて3年間で、13ページを例に説明いたしますと、22年度の下のところは9.5%で、先ほど9.9というようなところに対応して、9.5%で、単年度の償還の場合に比べると、低くなります。しかし23年度では9.9、10.2という形で、一旦下がることなく順々に上昇しまして、3年償還ですから、4年目以降はもう借金返すということはありませんので、先ほどの単年償還と同じ料率になります。

今度は25ページ。赤字の償還期間を5年の場合ですが、22年度は9.4%ですので、単年度償還は9.9、3年償還の場合は9.5と比べると最も低く抑えられますが、23年度以降は順次上昇します。22年度が低く抑えられた分、反動で逆に上昇幅が最も大きくなります。

田中委員長 ありがとうございます。いずれも10%を超える厳しい値となっています。この表を巡って御質問等ありましたらお願いいたします。細かくて複雑ですが、何か御質問を。どうぞ逢見委員、お願いします。

逢見委員 非常に細かくていっぱい表が出てきたんですが、前提となる条件のうち、1つは単年償還でいくか、複数年3年5年でいくかという選択と、それから国庫補助が13なのか16なのか20なのかということだと思います。国庫補助がどうなるかというのは、ちょっとここでは決められない話で、今後、政府の中で検討していくことになると思います。そこは我々としては本則復帰ということを要望しておりますが、一応作業としては3通りやらざるを得ないと思います。

償還年数をどうするかというのは、これを見る限りやはりどう考えても単年償還というのは選択肢としてあり得ないのではないかと思います。3年か5年かということ言えば、やっぱり5年ぐらいかなという感じはするんですけども、ある程度、どのぐらいで償還するかぐらいは、これはここで協会けんぽとしてみずから決められることだと思いますので、大体これを見た中で一定の方向性を示していった方がいいのではないかと思います。私の意見としては、やはり5年ぐらいで見た方がいいんじゃないかと思います。

田中委員長 ありがとうございます。森委員、お願いします。

森委員 今、逢見委員がおっしゃいましたように、単年度を含めて大変厳しい経済状況を考えると、やはりこれをどのように解消していくかということ、保険料率に跳ね返らない、少しでもそれを柔らかくしていくということだと、5年というのが1つの方向性ではないだろうかというふうに思います。

当然、先ほどの細かい数字、単年度ですれば2年目から低くなると。しかし結局のところやっぱり10%をどうしても超えてしまうという、そういうことから言ったら、少しでもなだらかな方向で行って、きちっと償還をしていくということを含めた、そういう工程表をつくって、やっていくことがいいのではないかと思います。

田中委員長 ありがとうございます。五嶋委員、お願いします。

五嶋委員 同じですね。やはり単年度というのは現実的ではありませんし、かと言って3年といってもこれもまた厳しいなど。やはり5年かなという思いはしますね。いずれにしても基本的には10%に近づいていくことなんで、大変厳しいけれども、やはり国の方での本則に近づいていくということで、お願いしたいなと思います。

田中委員長 どうぞ、城戸委員。

城戸委員 私も同じ意見でございます。

田中委員長 川端委員。

川端委員 同様に私ども加入者、特に被保険者といたしましては、できるだけ低い料率でしていただきたいということで、そういう見地からも5年償還ということが望ましいと思います。

田中委員長 わかりました。皆さんの意見は、国庫補助の方は、これは高い補助が得られるようにお願いするしかない。それは別として、償還について単年度は非現実的である。5年がよいのではないかと意見が多かったように思います。ほかによるしゅうございませうか。山下委員、どうぞ。

山下委員 私も皆さんの意見と同じですが、やはり最初に5年の見通しを立てて計画を立てても、今がある意味では非常事態ですから、5年の中で経済情勢とかそういったものによって前倒しで解決できるものがあれば、その状況に応じて臨機応変に柔軟に運用していくことが大事ではないかと思います。何が何でも5年でということではなくても良いのではないかと御提案させていただきたいと思います。

田中委員長 ありがとうございます。現時点では5年と決めておいても、経営判断としては早めることも十分にあり得る。この数値を見てもみると、実は保険者としてはどうしようもないのですが、マクロ経済の数値が一番影響力が大きいですね。それは予想がつかみませんので、それに依って柔軟に判断する構えでいるとの理解ですね。埴岡委員、よろしいですか。この議論については。

埴岡委員 おそくなりまして申しわけございません。単年度での調整は難しいということで、中期的見通しを出していただきました。3年か5年かということに関して、5年ぐらいの展望で見ることが大事だと思う一方で、5年で償還であれば5年たったときの準備金残高はゼロですので、目標としては5年たってまだ喫水線ゼロというのは少し厳しいと思います。5年たった時点では一定の体力すなわち準備金が残せていることが必要ではないでしょうか。

そもそも民間になってすぐ国家保証で借入れをするということ自体、やはり甚大な問

題です。5年後の展望としては、資産もないわけですから、準備金残高を一定残しておこうという観点も必要かなと。借入残高をゼロにするのは3年を目途にして、5年後には薄くても一定の厚みを積んでおくと。そうした考え方がよいのではないかと、現時点では考えております。

田中委員長 ありがとうございます。

森委員 1つだけ教えてちょっと教えていただきたいのですが、これは今あくまでも収支均衡ということをきちっとやはり履行した上だということ考えてよろしいですね。

貝谷理事 そのとおりでございます。

田中委員長 今言った積み増しをしようと思うと、もう0.何%か足さなくてはいけないですね。関連しますので、では資料2についても説明をお願いします。

西川企画部長 資料2です。9月から保険料率について議論をいただいてまいりましたが、一定の議論の方向性を見いだしていただければと思い、資料を用意しています。引上げ幅につきましてのところですが、21年度に見込まれる準備金残高の赤字につきまして、先ほど来御議論いただいておりますけれども、料率の例年度の引上げが急激なものとならないよう、複数年度で解消することとしてはどうかと。

次の ですが、22年度の激変緩和措置については、大きな平均保険料率の引上げが見込まれる中、激変緩和の取扱いにより、さらに引上げる分がありまして、できるだけ緩和をしていくためには、変動幅を小さい方向で設定をまとめていくこととしてはどうかということですが、

その下の ですが、同様の観点から平成25年9月までとされる激変緩和措置の期間、5年間についても、延長する方向での見直しを求めていくこととしてはどうかと。

そしてその下の2.の保険料率の変更時期ですが、保険料率を大幅に引上げざるを得ない見通しの中で、被保険者・事業主の負担を平準化する観点からは、料率の引上げ幅が圧縮されるよう、3月改定としてはどうかと。

その下。その際には前回の保険料率の変更から半年で再度の変更を行うことについて、関係者の理解を得られるよう広報に努めるとともに、システム変更など実務上の準備を極力迅速かつ確実にを行う必要がある。

次の資料2-2は、前回10月26日の運営委員会において、支部・評議会における意見を提出しています。その後、来年度の収支見通しがさらに悪化したことを受け、その後の支部及び評議会における意見ということで、再度まとめたものです。

10月26日にお出しした内容と比べて、意見は多岐にわたっていますが、厳しい保険財政を踏まえて総じて言うと、来年度の料率の引上げ幅を圧縮していこうと。そういった点については意見としてほぼ大勢を占めているのではないかと受止めています。これら地域の実情に即した貴重な意見を参考に、2-1の資料を作成しています。

田中委員長 支部・評議会の方々の意見もまとめてあります。資料2-1につきましては が全部で5つありますが、一番下は当然のことですので別として4つ、何々してはど

うかと書いてあります。これについて御質問・御意見をお願いいたします。

五嶋委員 なかなか引き上げ幅にしましてもそれから変更時期にしましても、2 - 2の資料を見ますと大変議論が沸騰していますね。まさにそれぞれの単者、大変に厳しいということから、こういうことになるんだろうと思います。それで私も1つ1つ言うと大変になるんですけども、引き上げ幅の2 - 1の2 . 目のこういった考え方が、基本的にやはり試行していかなくゃならないんじゃないかなというふうに思いますし、それから1 . の「してはどうか」、それから3 . のこれも同じ思いですね。凍結できないわけですから、何としてでもこれで大変ですけどもやっていかなくゃならないだろう。それから変更時期ですけども、先送りするとまたまた大変になっていくので、引き上げが圧縮されて3月改定という、これもそのとおりだなというふうに思いますね。以上です。

田中委員長 ありがとうございます。どうぞ、川端委員、お願いします。

川端委員 ちょっと御質問なんですけれども、この引き上げる3月改定ですけども、これも原則的には賛成ですけども、これ現状としてできるのかどうかというのを、これをちょっとお聞きしたいのですが。

五嶋委員 広報的に大変ですね。

川端委員 ええ。可能かどうか。今のこの現状で、政府の補助もまだ全然決まっていな

いでしょう。

西川企画部長 広報に関しましてですが、これはもう全力を挙げてやってまいらないといけないと思っていますので、今も支部の方々に対しましては、なるべく関係者の方々に例えば12月なんかモチアシなんか出して、こういうような今の動きについてはお知らせをしていますし、決まった瞬間になるべく早い段階でお知らせをしてみたいと思っています。

川端委員 可能ということで話は進めていいということですね。

貝谷理事 済みません。今の大体部長の方からのお答のとおりなんです。それで年末には今の予定ですと予算編成が行われるというふうに私ども受け止めておりまして、その際には国庫補助も決まりますし、あわせて厚労省の方で激変緩和の取扱いが大筋決められると思います。ここでの御議論を踏まえて決めることになると思いますので、一定の方向が出れば、その方向で激変緩和の取扱いが決まると思います。

それから激変緩和期間の5年を延長するべしという点についても、ここでの御議論で方向性が出れば、法律改正を伴いますが、そういう方向での用意がなされるということでありまして、そういうことすべてを前提といたしまして、私ども年内には実質的な保険料率の数字も含めた、実質的なセットができるというふうに見込んでおります。

そして年越しまして1月中に、各支部でその具体的な保険料率に基づいた最終的な形での支部での御議論、評議会での御議論を経まして、最終的に私どもこの場での手続きの運営委員会がございまして大臣認可ということを考えております。かなりタイトではございますが、やはり3月改定をにらみながら、できるだけタイトな日程の中でもやり繰りは

できるものというふうに考えております。

田中委員長 よろしいですか。どうぞ、森委員、お願いいたします。

森委員 今お話を聞きまして、前から山下委員もよく言われますように、いかにしてこれを周知する広報という、それによってこのやはり3月改定というのは成功も不成功にも、どちらにもなりかねないということが懸念されます。

そしてもう1つ。実はこの特に1.の方の関係ですけれども、とりわけこのような経済状況を考慮していくと、特に加入者もそうですけれども、事業主の方も大変やはり厳しい状況だということで、ある面では激変緩和をどうしても最優先にして、いかにして長くいわゆる保険をやっていただけるようなそういう仕組みにしないと、ここの支部の中にもございましたように、離脱をしていってしまったら、ますます大変なことになってしまうというセーフティーネットが守られない。その辺のことで十分できるかどうかということ、それぞれやっぱりきちっと皆さんにメッセージとして伝えないと大変だと思いますので、その辺の考え方がございましたら。

貝谷理事 大変重要な御指摘だと思います。支部でも足元の加入事業所の方から、これだけの引き上げは耐えられないということで、協会けんぽから外れていくという動きも出かねないと実際懸念しております。そうは言っても、適用の問題もありますので、一番ポイントになります財政の問題をまず整理し方向を決めて、各支部とも一緒になって来年の料率を決めた上で、今御指摘の点については適正な適用を図っていただくということと、その前提としてはやはりしっかりと御理解いただくための広報等々、我々協会あるいは厚労省の方でも御努力いただくようなことが必要だろうというふうに思っています。

田中委員長 どうぞ、石谷委員、お願いします。

石谷委員 資料2についてです。1の引き上げ幅につきましては、3つの に関しては、やむを得ないと思います。この方向で行くしかないと思いますが、森委員もおっしゃったように、中小企業の現況は非常に厳しいですので、できる限り急激に上がらないようにするという事を原点にして、進めていただきたいと思います。それから激変緩和措置もやはり急激な変動をくい止めるという意味では、延長する方がいいと思います。

それと2番目です。都道府県別になってから、やはり保険料率の低い都道府県におかれましては、激変緩和措置が緩慢であるというのは、不満になるんじゃないかと思いますが、やはり相互扶助の建前からでき上がっている制度であるということを御理解いただいて、しばらくは御協力をお願いしなくてはならないと思います。

それから変更時期に関しては、私はずっと9月を支持しております。しかし、3月改定という事でしたら、広報する時間が非常にタイトです。こちらサイドでは充分広報出来たと思っけていても現場では、なかなか行き渡らないのが現実です。かなり重点を置いてやっていただかないと、現場には浸透しにくいし、やはり浸透しなければ、反発が大きくなるというのがありますので、その辺を御留意の上、広報して頂きたいと思っけています。以上です。

田中委員長 ありがとうございます。逢見委員、お願いします。

逢見委員 大体今までの御意見と共通するものがございまして、保険料率について示されている考え方は、引き上げ幅については 3つございましてけれども、おおむねこういう方向だろうと思います。特に激変緩和については上がる場所と下がる場所とあって、それぞれ下がる場所は早く下げたいという期待感はあると思いますが、ここは上がる場所について、通常の保険料率が大幅に上がらざるを得ない中で、さらに都道府県保険料率のところが上がると 10%を超えるところも出てくるということを考えますと、ここは変動幅は小さくということにせざるを得ないと思いますので、そういう意味では5年間の激変緩和期間も延長すべきかなと思います。

変更時期の3月か9月かということなのですが、前回ですか、シミュレーションも示されていますが、やはり9月改定になると、その分どうしても負担が大きくなっていくということを見ると、平準化ということから言えば、大変厳しいけれども3月かなと思います。ただ、そのための周知広報が十分に行われるということが前提で、そのために協会の皆さんにもかなり御努力をお願いしないといけないし、あらゆる広報手段を使って、ただ単に保険料率が上がりますというお知らせではなくて、協会けんぽの財政状況がいかに厳しいかということと、それから相互の助け合いという意味で、問題を先送りせずに、みずからの手できちんと保険を運営していく。そのために国にもいろんな援助を求めてきているという経緯も示しながら、理解を求めるといふことだと思いますので、そこは遺漏がないような形で十分な周知広報をお願いしたいと思います。

田中委員長 ありがとうございます。山下委員、どうぞ。

山下委員 激変緩和措置の延長についてですが、これから5年、平成25年まで結構期間がありますので、支部を設立した意味とか、そういうことも考えますと、各支部での努力などに期待する部分は大きいと思いますので、激変緩和は延長しますということを決めてしまいますと、逆にそういう効果が出にくくなってしまわないかと思います。当然、ハードルが高すぎて、越えられないような高い料率になってしまえばはいけないわけですが、もし可能であればその辺のところは柔軟な対応ができればと思います。それがもう間に合わないということであれば、それは事前に激変緩和を延長するということも必要かと思いますが、それが今の時点で決めなくても良いのであれば、もう少し柔軟にやられたらどうかという思いはございます。いわゆる各支部の努力というものがどのように反映されていくかという部分で、大丈夫ですという部分だけでいくというのは、各支部の努力というか、全体を分けた意味が失われてしまうのではないかと少し感じます。何かそういった御説明をいただければと思います。

田中委員長 では説明をお願いします。

貝谷理事 今、山下委員のおっしゃる点は、制度の趣旨から見て十分御理解を申し上げたいと思います。まさに私ども、この9月から実施したものは、そういう理念の下に各支部にもお願いをしてやってきたわけですが、5分の1ずつ上げて5年後には本来料率という流れで、この3月末にはやったわけでしたので、その考え方をやっぱり一歩でも

進めるということは必要ではなかろうかと思っています。ただ、進め方についてはできるだけ上がる支部への配慮をしながら、可能な範囲でできるだけ薄くはするけれども、一歩踏み上がると言いますか、前に進んでいくという姿勢はやっぱり必要かなとも思っています。

ただ、5年というのは、法律の経過措置で決まっているわけですが、5年そのものは18年改正の段階で決められたものでございますので、約3年半ほど前の状況の中でのことなわけです。当時は現下のこういう経済状況までは当然ながら見通すことができない状況での激変緩和措置の導入でございました。やっぱりその後の足元までの経済状況を見ますと、5年というのはちょっと厳しいのではないかなと思っています。ただおっしゃるように、法律の改正趣旨ができるだけ生きる方向で見直しができないかどうかですね。単に10年延ばすということを簡単に決めないで、何かそういうもうひと工夫できないかどうか。この点は厚労省ともよく御相談をして、対処していきたいと思っています。

田中委員長 はい、埴岡委員、お願いします。

埴岡委員 まず準備金残高のマイナスの解消についてですが、先ほどもございましたが、やはり複数年度の解消で、3年ぐらいを軸に考えるのが妥当ではないかと思えます。都道府県別料率格差の激変緩和措置につきましては、こういう情勢ですので、今回10分の1調整をしたわけですが、もう1度10分の1調整にとどめるといったような、ゆっくりとしたペースが必要ではないかと思えます。

激変緩和措置の期間については、今の環境では大幅な料率値上げの理解を得ること、そして、準備金残高の赤字を解消することが優先事項になりますから、その目途をつけてから再度本格的に取り組むということが必要でしょう。そういう観点から、期間を少し延ばすことも含めて考慮すべきではないでしょうか。

それから、料率の改定時期については、準備の御苦労は多々あると想像いたします。しかし、経営のスピードアップ、あるいは環境に対してしっかりした感度で変化できる経営体質になるという観点から、厳しい情勢だとわかってから実際に料率を動かせるまで何カ月もかかるのでは好ましくない。やはり経営的には早い方がよいということでしょうから、3月改定を目指して努力をしていただきたいと思います。

田中委員長 ありがとうございます。協会をつくる過程の議論のときには、こんなにマクロ経済の景気が悪くなることは誰にも予想がつきませんでした。ちょうど赤ちゃんで言うと、暖かい環境で生まれたのではなくて、生まれたらいきなり吹雪の中に出されてしまったような状態ですので、こういう様々な厳しい中では、幾つかの当初の予定とは違う変更をやむを得ないという意見が多かったようですね。

ただ、働く人全体の間での助け合いという仕組みとの意味から、一方で健保組合や共済組合にもしかしたら負担が行くかもしれない情勢の中で、こちらの中だけは医療費を反映している方向は、ちょっと論理がずれてしまうので、それは今埴岡委員が言われたように、こういう大変なマクロ経済の苦境が済んでから、また山下委員の言われるように、元のイ

ンセンティブをちゃんと使えるような仕組みにする。今は緊急事態であるとの理解が必要であるかもしれません。ほかによろしゅうございますか。では、ここまでのまとめを私がさせていただきますので、違っていたら違うと言ってください。

今まで運営委員会を何回か事務局からの資料をもとに議論をしてみました。1つめ。引き上げ幅についての最初の論点です。準備金残高の赤字解消については、複数年度で解消するとの意見が全員でした。22年度保険料率からの上昇幅が極端に多くならないような方向で、国との調整を進めていただくようお願いいたします。3年か5年かについては、最後は判断してください。これについては運営委員会からは両方ありましたけれども、あとは国との調整の上でお決めください。単年度という意見はありませんでした。

次の論点は来年度の激変緩和率についてです。

そもそも保険料率が大きく上昇することが見込まれている中で、来年度の幅はできるだけ小さい水準となる方向がよい。これについては意見が一致していたと思います。厚生労働省と論議する中で、激変緩和率を固めていくようお願いいたします。

3つ目の論点が激変緩和の期間についてです。これも差し当たりは延長するという安心感を与えた方がいいのではないかと声が多かったです。ただし、いつまでもズルズルと引きずると、せっかく支部に分けた意味がないという御意見もありました。それも踏まえて、今現在決定することと、それから長期的にまた変えることだってあるかもしれません。そういう柔軟さも両方踏まえて、差し当たりは延長する方向で、国との調整を進めてはどうかと考えます。

最後は保険料率の変更時期です。これも様々な皆様方の御意見を踏まえると、もちろん広報については確実に事業者の方・加入者の方に伝わり、御理解をいただけるようにすることが条件ですが、その上で可能な限り上昇幅を抑制する観点から、3月に変更する方がよいと運営委員会では意見がまとまったように思います。

以上のまとめでよろしゅうございますか。

各委員 はい。

田中委員長 ではこのような形で事務局にお伝えいたしますので、作業をお進めください。ありがとうございました。次の議題は22年度の事業計画と予算についてであります。資料が提出されていますので、説明をお願いします。

西川企画部長 まず資料3-1。これは、11月10日の運営委員会で、協会の事業計画案ということで、新旧対照表の形で御説明いたしましたけれども、基本的にはそれと同じものです。変わったところは1点だけございまして、3ページの「印」としてあります。「地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、加入者の意識が高まるよう広報に努める」という文言を入れてあります。症状が軽症であってもすぐに救急車を呼んだり、あるいは時間外受診を気軽に利用するといったような風潮が一部に見られますが、そういった点が医療現場の疲弊につながっているといった意見もあります。そこで時間外受診の前に、電話相談を利用するか、お薬をむだにしないようにするとい

った取組みが進められるよう、広報していこうと考えています。

それから3 - 2も3 - 1と同じタイミングで前回運営委員会で説明した資料を、詳しくしたものです。(精査中)とありますが、今後、支部において、特別計上分の経費というものが積み上がります。また、船員保険勘定との共通経費については、若干振り分けというものが生じてまいります。また、後ほど御説明いたしますけれども、今年度予算の補正ということで御承認いただいた場合には、それに伴って機械的な修正も必要になってまいりますので、金額には今後変動があることを御承知いただきたいと思います。

全体的に申し上げますと、業務経費については、検診保健指導等の国の施策により事業拡大しなければなりませんので、この点については161億円ということで増とする他は、極力縮減に努めまして、業務経費については149億円の増ということにさせていただきたいということで計上しています。

3ページからの一般管理費については、人件費・一般人件費等につきまして、最後のページにありますとおり、約3億円の減、トータルで145億円余の増額ということになっています。

11月10日のときに御説明したものと重なる部分も一部ございますけれども、要点をもう一度1ページに戻りまして、備考の左上のところから、被扶養者に対する検認ということに来年なってまいりますので、その郵送関係経費ということで、5,300万円プラスとか、あるいは、資格喪失後発生した債権回収を今パイロット事業をやっていますが、全国展開していくような経費。それからその下のところで、補助員の勤務成績に応じた評価の導入ということで、勤務評定によりめり張りをつけてまいるということなのです。

その次の箱のところ、今度はレセプト業務の関係ですが、オンライン化の推進がございましたので、このシステム回収ということをこれまで精力的に進めてまいりましたが、対応は一段落しましたので、若干減をしていくということなのです。

その下の箱で、健診、保健指導ということですが、特定健診の受診率の目標、それから保健指導の実施率の目標の達成に向けまして、それぞれこの右の数値目標を掲げまして、事業を拡大してまいるということなのです。

その他業務の経費ということで、保険者機能の強化のための調査研究、あるいはデータベースの充実といったことを進めてまいるほか、後ほど御説明いたしますが、ジェネリック薬の使用促進の通知ということも、全国展開をする経費も計上しています。また、支部によっては加入者の方からの電話がつながりにくいということで、御迷惑をおかけしている状況ですので、それを解消するための経費です。

3ページで一般管理費というところ、前回と大体同じようなもので、1点だけ申し上げますと、一番最後の4ページのところで、支部統合経費1億3,700万ということなのです。これは現在全国で47の支部のうち11支部についてはオフィスが複数箇所に分かれておりまして、加入者の方々に不便を来し、また業務も非効率になっています。当協会設立の経緯としてやむを得ず複数箇所に分かれてスタートしたわけですが、計画的にこれを少しず

つでも解消してまいりたいと考えています。

田中委員長 ありがとうございます。では資料3 - 1と3 - 2について、質問、御意見をお願いいたします。森委員、どうぞ。

森委員 予算のことの中で、とりわけパイロットの方ですし、支部に対してすごく重きを置いて、支部を尊重しながらその中で事業をやっていただく。そういうことが見えるようになってきた。これはぜひそういうことで独自性を皆さん方出していただく。それによってある面では効率化もできるし、また特色を出した事業が展開できるというふうに思いますので、ぜひともせつかくこのように支部に対してバックアップもしていくという考え方を、これからもぜひ強力に推進していただきたいということが1点。

それから先ほど健診事業のところ、受診率のお話がそれぞれありましたけれども、実際、じゃ今年度はどのくらいまで進んでいるのかどうか。当然、来年度はそれに基づいてP D C Aのサイクルの中で、どういうふうにこれをやっていくんだという、その方向が見えずに、ただ今回またふやしているということだけでは、おそらく難しいのではないかと、効果が出ないのではないかと思いますので、その辺の現在の受診率を含めて、これからどう検証していかれるのかということ。

それからもう1つお聞きしたいのは、先ほど電話の対応のお話をされました。それで支部の方でも例えば統合していくと。いろんな意味で軽易なものを含めたそういうものは、コールセンター的なものによって、いかにして事務効率をして、しかもまた統合したことによって加入者との距離感が縮まるような、そういう方策で、例えば電話対応とか支部統合とか、そういうふうに組み合わせさせてぜひ進めていただくことによって、トータルとしていわゆる一般管理費が抑えられことができる。そんなような考え方でおられるのかどうかも含めて、お聞かせいただきたいと思います。

田中委員長 質問2点ございましたので、お願いします。

貝谷理事 予算で今森委員から御指摘された点は、私どもも大変重要な点だというふうに思っております。今回の予算の中でも少し意を用いたつもりでございます。やはり支部の要請ということは、我々が業務予算を考える上では特に重要な点だと思っております。今後とも御指摘のとおり、支部からこうした方がいいという提言については、できるだけ前向きに予算の中でも取り入れていきたいと思っております。

2点目で、保健事業経費の中の健診経費。これは計画だけでなくでどういう実績なのかという御指摘がございました。ざっくり言いますと、健診の方は、御本人の健診は現在30%程度ですので40%程度まではそう遠くなく行くだろうと思っております。ただ、残念ながら苦戦しておりますのは御家族の健診で、ここでは(被扶養者)と書いてございます。ここで受診率がなかなか目標には実際のところ到達できない状況で、特に20年度は初年度でございましたので、足元が大変低い状況でございました。11%から10%そこそだったと思います。21年度はそれを踏まえまして、この予算の備考の今の数字の2つほど下に、受診券作成・送付等々ございますが、方法を少し改めたいと思っております。事業計画の中

でも少し盛り込みましたが、御家族の方ができるだけ健診にかかりやすいような形での工夫が、健診についての最大の課題だと思っています。受診券のお渡しの仕方とか、それから従来市町村でがん検診と一緒に健診を受けた方が多いのですが、そういった面を何とかがん検診とセットにしたようなサービス提供ができないかとか、私どもも被扶養者のところが低い実績にとどまっている点は、今年度の事業実績を踏まえて、実はパイロット事業もこの関連でやりましたので、これを踏まえて全国展開をする中で、40%台まで行くかどうかは別ですが、十分努力をしていきたいと思っております。今御指摘の点は大変大事な点だというふうに私どもも思っています。

3点目のコールセンター、電話の件でございます。これも先ほど予算で御説明いたしましたが、電話対応というものが設立当初ほどではございませんが、やはり相当な件数の電話が支部にかかってまいります。多くは基本的な御質問という状況ですので、そこはコールセンターの御専門の方の活用によりまして、私ども協会の職員の事務の効率化ということもできますし、より専門的な対応ができるということもありますので、この電話対応の円滑化経費というのは、そういう趣旨の予算であるということをございまして、当面は大きな支部から実施をしたいと思っております。おっしゃるように専門のコールセンターの業者の方を活用できるところは活用しながら、職員をもう少し別の業務の方にシフトできないかという意味で、トータルとしての効率化ということを十分考えていかなければいけないというふうに考えております。

田中委員長 埴岡委員、お願いします。

埴岡委員 資料3 - 1に関して1回、資料3 - 2について1回発言させていただきます。まず、資料3 - 1に関して申し上げます。事業計画を読ませていただいて、まず1ページ目のところの基本方針のところの記述において、全然危機感が伝わってこない。単年度で6,000億円もの赤字を出して準備金残高がマイナス4,500億円になる組織が、こういうトーンでいいのかなというのが正直なところです。実質的な資産もなく大規模な借入れをしているというのは、一般的に見れば破産的な状況です。政府保証で借入れができるから構わないという意識なのでしょうか。この辺りの基本認識が、半年前、1年前と全然変わっていない。いまだに最大の関心事としての位置づけで、「都道府県保険料率への移行を踏まえ」と書いてあります。しかし、先ほども申し上げたように、今の最優先課題は、大幅赤字の解消及び大幅料率値上げへの理解獲得の浸透ということではないでしょうか。この表現は余りにのんき過ぎる認識ではないか。民間になっているとは、とてもこれでは言えない。強い危機感が伝わるように書いていただかないと、このままで認めるわけにはいきません。

3ページ目のところに「加入者に響く広報の推進」とあります。先ほどから申し上げますような大変な経営環境ですから、広報がとりわけ大事になります。これまでにない努力はされているようです。ホームページにあるコンテンツもふえていますし、タウンミーティングも開いていただいています。ただ、広報のプロフェッショナルのような方のア

ドバイスを得るなどして技量を高め、劇的に情報発信力をふやしていただきたいと思いません。

3ページの今申しましたところの2つ下のポツのところ。「医療資源が公共性を有するものである」というのはそのとおりだと思います。賢い患者さんあるいは医療のことがよくわかった患者さん、加入者であることは大事でしょうから、これを言及するのはよいことだと思います。一方で、医療資源をちゃんと有効活用しているのかという点では、医療者サイドの問題も非常に大きい面があります。保険者機能を発揮して医療界の実質的な効率化と質の向上を求めることと相まって、車の両輪として加入者の意識も高めていただくと、そういう位置づけで進めていただければと思いました。

それから、6ページの4の(1)の最初の 組織運営体制の強化のところ。先日来申しておりますように、「加入者の加入者のための加入者による保険」という位置づけを高めていくことが、今後この協会けんぽが難局を乗り切るための要と考えておりますので、そういう意味合いを込めて、組織運営体制強化を進めていただければと思いました。ここでいったん発言を切ります。

田中委員長 ありがとうございます。保険のせいではなく、マクロ経済のせいではあるけれども、ともかく危機的状況であるとのニュアンスが1ページ目からは伝わってこない。正しい御指摘だと私も感じます。ありがとうございます。来年度は大変厳しいと伝わる方がいいかもしれません。

逢見委員 今の埴岡委員の意見に私も同感です。昨日、社会保障審議会医療保険部会がありました。そこでもこれまで何度か協会けんぽの財政問題が議題として上がっております。協会けんぽの切迫した財政状況をほかの方にも知ってもらって、その中で被用者保険間の財政調整ということも検討課題に上がっているわけですね。それをなぜしなければいけないかと言うと、今協会けんぽが非常に切迫して危機的な状況にある、だから他の保険者の方にも理解して何とか全体として調整して、こういう財政力の弱いところに協力をお願いすべきではないかという議論をしているわけです。そういう意味で言うと、この事業計画の中にみずからの「協会けんぽが非常に切迫した状況で、こういう財政危機を乗り切っていかなければならない」という、そういう文言がやっぱり必要だと思うのです。ぜひそこは工夫していただきたいと思えます。

田中委員長 ありがとうございます。城戸委員、お願いします。

城戸委員 3-2の資料で、人件費のところでは役員報酬がこれは100万の減なんですよね。おそらく今事業仕分けでも、役員さんの給与のことがいろいろ問われているんですね。だから今健保協会もこんなに赤字を出して、加入者に負担をかけるということで、やっぱり民間になったのだから、ここはやっぱり100万の減というのは、今20人の従業員を雇用していたら、企業は1社50万ぐらい負担がふえるんじゃないかなと。そのたった2社分だけですね。だからそれは理事さんの今回のこういう非常事態は、役員さんの責任じゃないと思えますよ。けど、やっぱりここは少し誠意を示して、役員も報酬を下げたんだから、

皆さんに負担をお願いするというような、少しここは気持ちが現実にここに現れてほしいですね。それとやはり人件費をトータル的な面で、加入者ばかりに負担をふやすのではなくて、やっぱり協会も痛みを分かちあうというような気持ちが欲しいですね。

田中委員長 理事長、お願いします。

小林理事長 城戸委員の御指摘はごもっともです。平成 22 年度予算の役員報酬の減につきましては、国内景気の急速な悪化に伴う民間給与等が非常に落ち込んでいるとか、国家公務員の給与がマイナス改定になるとかの社会一般の情勢等を踏まえて行ったものであります。一般職員について、この 12 月から基本給を引き下げ、賞与についても上期に引き続き減額しておりますが、この 12 月支給の賞与について、一般職員と同様の減額のほか、それに加えて、只今、城戸委員がおっしゃった、協会の置かれた状況等を総合的に勘案して、自主的に理事長が 5 割、理事が 3 割の受け取りを辞退しております。以上でございます。

田中委員長 予算とは違う、みずからの対応をお取りのようです。よろしく願いいたします。御理解いただいたとして、埴岡委員の 3 - 2 についてどうぞ。

埴岡委員 私が申し上げようとしたことは、城戸先生がさきほどおっしゃったことと同じでございました。やはり一定の経営責任論が必要だと思います。いくら環境要因に左右される業態であるとしても、結果的に大赤字になった責任は何らかの形で問うていかなければいけない。例えば輸出産業で急に円高になって損失が出た企業でも、やはり業績悪化の責任は結果として問われるわけです。協会けんぽも民間になった以上、環境要因が大きい、あるいは予知が難しかったなどといっても、結果としてこのような財政状況となった責任はある程度問わなければいけないと思います。それは、理事メンバーや内部の幹部の方々に対してだけではなく、実は我々運営委員全員にも連帯責任があるのです。本当だったら総退陣あるいは全員辞任して責任を取るなど、そういうことも理屈としてはあり得るわけです。単年度で 6,000 億円もの赤字を出した組織において、その責任論を一度も議論していないこうした委員会も不見識ということになります。やはりその辺りを一度は議論すべきと思っておりました。さきほど、理事長から賞与を 5 割、3 割自主返上されていると伺って、その点は感銘を受けました。

となると、役員報酬に関しては予算書の上ではこうなっておりますけれども、そういう意味では 21 年度に関しては、少し実績数値が減るかもしれないということですね。それから 22 年度に関しても、予算はこうなっておりますけれども、実質的には別の数字になるかもしれないということを理解いたしました。

保険料大幅値上げという環境になって、これから協会けんぽは戦略的な広報をしていく必要があります。そのとき、外からどのような目で見られるかを十分に意識しておくことも必要でしょう。例えば職員給与に関しても、中小企業の方々の給与が下がるなかで、協会けんぽの職員の方の給与はどのくらいのだろうと見られるかもしれない。協会けんぽの加入者の保険料は実は 8.2% ぐらいから 9% 台になるわけですが、では協会けんぽの職員の方はどういう保険に入っていて保険料率は幾らなのか、と尋ねられるかもしれません。いろん

な観点で組織を見られるようになると思います。ですから、けじめ的なことや引き締めのなところは、重々注意をしながら進めていただく必要があると感じます。大変だと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

田中委員長 理事会のみならず、運営委員会にも結果責任があるので、厳しく律せよ。いい御発言でした。ありがとうございました。理事長の先ほどの御発言にも確かに感銘を受けました。いかがでございましょうか。ほかに、どこの企業でも今年度のこうした総会は厳しいものがありますね。それが伝わる事業計画第1ページが欲しい。特にほかの被用者保険に影響が及びそうなときに、ルーティンな、間違いではないけれども、こうした項目の前に「今、大変な時期である。自分たちも心底から努力するけれども」と入った方がいいですね。よろしゅうございますか。運営委員会としてそのように提案します。

五嶋委員 大変いいですね。

田中委員長 事業計画の3につきましては、今幾つかコメントがありました。実態の給与等については、これは最終的には皆様方の方で御判断いただきますが、今の事業計画は表に出るときのビジョンを来年度について具体化したものです。来年度のプランについては、もう少し書き直しが必要であるとの意見が主であったように感じました。

本日の議論も踏まえて、また支部の方々との調整をし、そして予算については国の予算編成の結果を踏まえなければ勝手につくれないと思いますけれども、それを踏まえて、今後最終的な案を運営委員会にお諮りいただきます。きょうはまだ結論ではありません。大変いい議論をいただきましたので、その方向でお願いいたします。ありがとうございました。

ここから先はもう少し実務的な話になります。第4の議題は現金給付以外の制度改正要望についてです。資料4ですね。説明をお願いします。

西川企画部長 資料4です。これまで運営委員会において議論を続けてまいりました現金給付についての見直しについては、現在、国の医療保険部会で引き続き議論をいただいています。本日はそれ以外のもので、事務の効率化や適正化につながるものを、追加的にということでお示ししています。

まず一番上の箱のところ、傷病手当・出産手当の支給申請に際して、高水準の報酬等級が設定される場合に対してということで、既に保険加入している方が傷病手当等を支給申請する直前に、いきなり高水準の標準報酬等級を設定する場合がございます。これについては現行健康保険上のそれが「著しく不当」なときには、保険者、うちの我々協会けんぽの場合は社会保険庁が現在やっていますけれども、決定された標準報酬の方を職権で修正できるというような規定になっています。この要件につきまして、ほかの要件等の制度改正の例に倣いまして、「著しい」という規定については削除して要件を緩和して、もう少し弾力的に仕組みが使えるようではどうかということです。

下の箱に任意継続被保険者の前納保険料の一括納付化ということです。現在約49万人いらっしゃる任意継続被保険者の方々については、保険料を1年間あるいは半年間前納でき

るといような仕組みになって、これを大体3分の1の方が利用されていますが、こういった方々が前納の期間中に都道府県を越えて引越す場合、保険料率が異なる都道府県に転居される場合には、追加の徴収あるいは還付ということが生じ、追加徴収が必要な場合は、既に支払いを完了したといような方々から理解を得ることが難しいことですし、また、比較的少額な追加徴収・還付ですと、事務経費が相当かかってきますので、前納という形でお支払いになった場合は、前納したとき、期間中の保険料はもう完了した扱いとしてはどうかと考えます。

最後の3番目の解散健保組合、健保組合が解散して債権を我々が承継した場合、その債権に対する滞納処分の規定の整備です。解散した健保組合から協会が承継した滞納保険料等の債権については、現在は滞納処分ができないということで、一般的な民法上の債権ということで、債権回収は円滑にできないので、債権回収は比較的有利になるための徴収手続きを整備していただけたらということです。

田中委員長 ただいまの資料4につきまして、何か御質問・御意見がありましたらお願いいたします。石谷委員、どうぞお願いします。

石谷委員 まず一番上の標準報酬の件です。支給申請直前に、標準報酬が上がった場合では、これは確かに「著しい」という表現がありますと、何をもって著しいといふかとなると思いますので削除した方がいいと思います。

ただ、その後どういう基準を設けていくかということですが、例えば、年金関係ですと、現在は、5等級という1つの設定がありますね。5等級以上下がった場合、特別な取り扱いをされてます。

それから次の任意継続被保険者の前納保険料の一括の件ですが、これも私は賛成です。ここに書いておられるとおりだと思いますが、やはり一番大事なのは徹底した広報が必要だと思います。任意継続で一括納付される方に、「万一移動されても還付はできないのです」ということを、周知徹底していただくことが大事です。徴収もしないのだという事を含めて。一般的には当然還付されるものだと考えますから、その辺は細やかな配慮のある広報が必要だと思います。

3つめは、当然こういう滞納処分は行える様要望していただきたいと思います。以上です。

田中委員長 ありがとうございます。御意見がないということは、皆さん、この方向でよろしいと理解してよろしいですか。どうぞ、お願いいたします。

森委員 一番最後の特に解散組合からというこれなんですけれども、当然、今いわゆる健保協会だと私債権ということになるわけですね。私債権であるということよりも、公権力の公債権にした方が取りやすいという考え方が1つあると思うのですけれども、もう1つ別の考え方をすれば、例えば債権回収のそういう業務をそういう民間を使ってやるということになると、公債権だとなかなかハードルが結構あると思うのですけれども、この辺の考え方というのは御議論されておられるのかどうか、ちょっと教えてください。

田中委員長 貝谷理事、お願いします。

貝谷理事 私どももできるだけ効率的にやるためには、今森委員がおっしゃるように、債権の回収についてはできるだけ専門の民間の方の活用が有効だと思っております、現に民間の方の調査員という形ですが、一部で実際にやり始めております。

ただ、ここの解散組合の滞納保険料は特定の事業所との関係で決まっております。大抵の場合には解散組合の弁護士さんが一般的にはその債権処理を担当することが多いのですが、今、一般債権ですと多くの債権者の方と同列での取り扱いで、実際はほとんど返ってこないというのが実態なものですから、今回、法的な位置づけが変わることによって、かなりそこは効率化といえますか、特定の事業所との関係では結構期待できるのかなと思っておりますので、民間の方を活用しつつ、そういう法的な位置づけを少し変えていただくということは、両方大事な点ではないかなと思っております。

田中委員長 森委員、よろしゅうございますか。

森委員 はい。

田中委員長 ではこの資料4に書かれていた内容は、給付の見直しなどの大きな話ではなく、運用改善、業務効率化の話です。おおむねこの方向で国と調整いただくことでよろしゅうございますか。ではその方向で御努力お願いいたします。次は船員保険についてです。資料説明をお願いします。

西川企画部長 船員保険については、社会保険庁において移行準備が行われておりますので、本日は社会保険庁の方から説明をしていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

高原統括管理官 社会保険庁で船員保険担当の統括管理官をしております高原と申します。それでは私の方から御説明させていただきます。失礼して着席いたします。

まず資料の5 - 1から一括して御説明をさせていただきたいと思っております。まず横長の資料の5 - 1の一枚紙をごらんいただきたいと思います。船員保険法でございますけれど、下の絵をごらんいただきますと、今現在、船員保険制度はいわゆる健康保険、労災保険、雇用保険に相当する3部門をあわせ持つ、船員の皆様に対する総合的な社会保険制度として運用させていただいておりますけれども、これが19年の法改正によりまして、この真ん中の労災部門につきましては一般制度である労災保険制度に、下の失業部門につきましては雇用保険制度に統合されると。見直し後の新制度につきましては、右にございますけれども、医療保険部分を核としまして、これに船員労働の特性を踏まえまして独自上乗せ給付を支給する制度ということでスリム化して、1月からの運営は協会の方をお願いをするという形になっております。

ちなみにこの3つのもののうち、職務上の年金部門を含む長期給付である職務上年金部門がずっと赤字が続いていて、非常に制度運営上負担になっていたという状況がございます。1月からの業務移管に向けまして、私ども社会保険庁におきまして、協会本部との連携の下に準備作業を進めております。

上に戻っていただきますと、船員保険協議会というのがございます。法律上、協会に船

員の関係者によって構成される船員保険協議会を設置するという事になっておりまして、本年の7月に移行準備として設置されておりまして、これまで3回開催をされております。委員長は東京大学の岩村正彦先生にお願いをいたしております。協会の理事長は船員保険事業に係る定款の変更、あるいは事業計画・予算、こういうものを立案しようとするときには、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重するという事になっております。理事長はまたこれらの事項について、本運営委員会の議を経るということになっております。

本日お諮りする保険料率案につきましては、9月に開かれました船員保険協議会におきまして了承されておりまして、事業計画・予算、定款変更につきましては、一昨日の船員保険協議会で了承された案を、本日この場にお諮りをさせていただいているということでございます。

また、区分経理ということで、船員保険事業の経理については、明確に区分して特別な勘定を整理するという事になっております。

次に資料の5-2をごらんいただきたいと思います。まず1月からの新しい保険料率でございますけれども、この資料5-2の一番上のところが、今回お諮りする具体的な案でございますけれども、一枚めくっていただきまして、保険料率の構成について御説明させていただきます。下に3ページという数字が振ってある資料でございます。

船員保険の保険料につきましては2つで構成されておりまして、1つは疾病保険料率。これは職務外疾病の保険給付に充てるものでございまして、労使折半ということが基本になっております。もう1つは災害保健福祉保険料率というものがございまして、これは上乘せ給付ですとか、あるいは保健福祉事業等に充てるものということで、これは船舶所有者の10割負担の保険料ということでございます。

今回、算定にあたりましての基本的な考え方でございますけれども、今回お諮りするのには初年度3カ月分だけでございますけれども、22年度も含めまして、15カ月間の財政収支を見通して、保険料率を算定いたしております。

それから先ほど疾病保険料率につきましては、労使折半が基本だと申し上げましたけれども、これは後ほどまた御説明いたしますけれども、被保険者の保険料率につきましては法律の規定もございしますが、被保険者の拠出に相当する積立金の一部を、保険料率の引下げに充てることができるという規定がございますので、この規定に基づきまして、被保険者分の保険料率については一定の引下げをしているということでございます。

元の2ページに戻っていただきますと、まず現在の保険料率でございますけれども、先ほど申しました3部門の合計の保険料率として、18.0%という数字がございます。このうち健康保険に相当する疾病部門のうちの職務外の保険料率は9.1%ということになっております。

今回の保険料率でございますけれども、右側が案となっております。この疾病保険料率については9.25%ということにさせていただいております。このうち被保険者の分につき

ましては、船舶所有者の4.70%に比べて0.15%低い、4.55%という保険料率を設定させていただいております。

ちなみに労働保険料率として労災・雇用保険を合わせました数字としましては、すべてを足しあわせると16.75%ということで、現在の18.0%に比べますと1.25%軽減という形になっておりますけれど、ここで若干補足させていただきますと、先ほど申し上げましたように、健保と違いまして、長期給付である職務上の年金部門を持っております関係で、船員保険制度で1,300億円近い積立金を持っております。制度改正による統合の過程で一番問題になりましたのが、長期の保険につきまして、積立方式が労災保険と違うということで、積立差額が約2,400億円あり、その償却をどうするかということが大きな問題になったわけですが、今回、一時金として約1,000億円の積立金を労災に移管すると。残りの1,400億円につきましては、35年で保険料率に上乘せして償却をするという形になっています。

ちなみに1月以降の労災保険料率は5%ということでセットされておりますけれど、このうち半分近い保険料は、いわば35年での償却分の保険料率ということでございます。残る1,300億円近い積立金があるということを申しましたけれども、このうち被保険者分の拠出に相当するものが約200億円ございますので、この200億円を活用いたしまして、被保険者分の負担軽減をかけるということにさせていただきまして、本来であれば4.70%になるところを、0.15%この被保険者分の積立金を使って軽減をするという形にさせていただいております。そのほか、疾病任意継続被保険者等々につきまして、そこにございますような9.75%等々の数字を整理させていただいております。

続きまして資料5-3をごらんいただきたいと思います。21年度、22年1月から3月までの事業計画案と予算案でございます。ページをおめくりいただきまして、1ページ目のところでございます。事業運営の基本方針というところでございますけれど、当然、協会での事業運営をしていただくわけでございますので、協会の理念に立脚した上で事業を進めていくわけでございますけれど、船員保険事業につきましては、先ほど申しましたように、健康保険を核とする事業ということで再編成されたということもございますので、まず基本的な考え方としては、船員保険事業を通じて、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組むということを、基本的な考え方として整理をさせていただいております。

日々の業務運営の考え方としてはもう少し実務的な方針として、協会本体の例を参考にさせていただきまして、ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供、透明かつ公正で効率的な事業運営。保険者としての健全な財政運営。こういう3つの柱で整理をさせていただいております。

初年度であります1月から3月までの事業運営の基本方針としては、そういう3点に加えまして、ページをおめくりいただきまして、3ページ・4ページ目のところでございますけれども、初年度ということでございますので、業務サービスをとにかく円滑に移行さ

せていくということを1つの柱にさせていただいております。あと非公務員型の組織として、協会の組織区分に早くなじんで組織基盤を早期に確立するというのも、もう1つの柱としてつけ加えさせていただいております。

そういう基本的な考え方に基づきまして、4ページ目以降、重点事項として少し具体的な事業を発展させて書いております。1つずつの御説明は省略させていただきますが、例えば5ページ目のところをごらんいただきますと、業務・サービスの円滑な移行というところがございますけれども、今は船員保険の被保険者証は紙の三つ折り形式の被保険者証でございます。これは協会けんぽの方の被保険者証と同様、新制度におきましてはプラスチックのカード方式にするということです。今の被保険者証が8月末までは有効期間でございますので、来年の8月末までに計画的に切替えをしていきたいというふうなことも、柱とさせていただいているところでございます。

その他、事業計画を書かせていただいておりますけれども、ちょっと口頭での補足になって恐縮でございますけれども、事業運営の効率化、経費の節減の観点から、協会本部の船員保険部門につきましては、市ヶ谷の東急ビルに入居するスペースがなかった関係で、飯田橋に所在地を置くということで整理させていただいておりますけれども、その協会本部、船員保険部の業務の集中的な執行を基本とさせていただいております。

ただ、レセプトの点検につきましては、専門知識、経験を活用させていただくという観点から、東京支部のレセプト部において業務を実施していただく予定にいたしております。東京支部のレセプト部に配置する職員も含めまして、協会における船員保険業務を準備する職員定数は45名を予定しております。このほかに、データ入力等の業務に従事する派遣契約職員を40人程度配置させていただくという予定をいたしております。

こういう事業計画を実施する裏打ちとした初年度の予算でございます。お手元の資料の9ページ目、10ページ目をごらんいただければと思います。10ページ目のところがございますように、収支の規模といたしましては、約214億円の規模ということになっております。先ほど保険料率の設定につきましては、15カ月分の収支を見込んで設定させていただいたということを申し上げましたけれども、予算につきましても、15カ月分の収支を見込んで検討いたしておりますが、今回お諮りさせていただくのは、最初の3カ月分ということでございます。

初年度は収支両面で通常ベースの3カ月分よりも大きな数字になっております。この点をちょっと御説明させていただきますと、まず収入のところをごらんいただきますと、一番上の保険料等交付金156億円の数字が出ておりますけれども、この保険料等交付金には今年の11月分から来年の2月分までの4カ月分の保険料収入を計上いたしております。11月分は通常であれば12月末に国に入るところでございますけれども、年末年始を挟む関係で、1月早々に協会に入ることですので、4カ月分の保険料収入を計上いたしております。

あと本年の4月から12月までの収支差として、30億円程度の黒字が見込まれるという

ことで、承継保険料として30億円を計上させていただいています。

一方、支出につきましては、協会において準備行為として行っていただいた経費を、1月早々に船員保険勘定から支弁をさせていただく経費としての約3億3,000万円を含みまず一般事務経費として、一般管理費の中で5億8,500万円という数字を計上させていただいております。あと準備金に繰り入れて積み立てていく経費を、準備金の繰り入れとして計上させていただいております。通常のペースになりますと、現時点では船員保険事業は年間500億円弱の収支規模で、月あたりで言いますと40億円強の規模というふうに見込んでおります。

それからまた船員保険業務の実施に要する経費は、船員保険勘定から支出をすることが当然でございますけれども、協会けんぽの健康保険勘定、それから船員保険勘定のいずれかに特定することが困難な経費もございます。例えば役員、総務部門等におけます人件費や地代家賃、ホームページの運営経費、こういう経費につきましては、協会と御相談の上、一定の配分の考え方によって按分させていただくということで、そういう考え方に基づいた共通経費を、関係する費目の中に含めて計上させていただいているという状況でございます。

続きまして資料5-4をごらんいただきたいと思います。定款の一部変更ということでございますけれども、まず1ページ目につきましては、新たに目的の中に船員保険事業を2条の中に盛り込ませていただくこと。あるいは4条のところに、19年の改正法によりまして理事定数の増ということが規定されておりますので、それを受けた規定としていただくといったこと。あと進んでいただきますと、7ページ目からでございますけれども、新しく7章として、船員保険協議会の規定。それから8章として船員保険業務の規定。それからページをめくっていただきまして、9ページの第9章の船員保険料率。こういう船員保険業務に関する規定を新たに3つ章を起こして、規定をさせていただいております。

11ページ目でございます。67条のところで、区分経理を行うということを1条加えさせていただきます。

先ほど御説明しました保険料率でございますけれども、これにつきましては18ページ目でございますけれども、別表の5として保険料率の数字を記載させていただいております。

参考は新旧対照表でございます。

資料5-5でございますけれども、運営規則の一部改正ということでございます。2ページ目、3ページ目のところに、船員保険業務の章を新たに追加させていただいております。以上でございます。

田中委員長 社会保険庁から御説明いただきました。ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いいたします。これは実質的には協議会の中でかなりきちんと詰めていただいて、我々は最終的に承認するもので、ここでまた細かい議論をするタイプの事柄ではないと思っておりますけれども、何か御質問ございますか。

五嶋委員 ありません。

田中委員長 特にならなければならぬ、運営委員会として了承しなければなりません。本日これは提案いただいたわけですが、提案のありました船員保険の保険料率、船員保険の事業の平成 21 年度事業計画・予算、船員保険に伴う協会としての定款及び運営規則の変更について本委員会として了承したいと思います、よろしゅうございますか。

各委員 はい。

田中委員長 ありがとうございます。それでは本委員会として、これを了承いたしました。事務局としては速やかに国に対して、認可の所要の手続きをとるようお願いいたします。ありがとうございました。

次も実務的な話です。資料 6。今年度予算の変更について、説明をお願いします。

西川企画部長 資料 6 です。1 . のところで、健康保険法に基づく短期の借入と、カッコ書きにありますように、短期借入金として 7,080 億、それから借入金償還として 6,698 億円余りということです。年度末に見込まれる準備金赤字 4,500 億円という数字との関係がわかりにくい点がありますので、下の方の 印をごらんいただきますと、事情が込み入っていますが、実質的な借入金償還金 6,698 億円と書いていますが、この保険料交付金の減額見込み分というのが実は隠れておりまして、これを差し引きますと実質的な借入金は実は 2,362 億円余りということで、2 億円余りということになってまいりますので、この差し引きということで借入残額に相当する額は 7,080 億円というところから、実質的な借入金償還金 6,362 億ということで引き算しまして、4,717 億 5,500 万ということでございまして、介護分というのが別途 230 億円ありますので、これまで御説明してまいりました 4,500 億円というところは、こういった計算から出てくるということです。若干わかりにくいので恐縮です。

それから 2 . のところからですが、収支イメージということで 11 月 27 日に出ささせていただきましたが、それに沿いまして、そのほかの項目につきましても、今後決算との整合性ということも合わせていく必要もございまして、この機会に 番、番、番、この番まで、若干事務的ですが、補正をお願いしたいと思っております。

社会保険診療報酬支払基金から、このオンラインレセプトというものの、レセプトの画像データということ自体、今購入しているのですが、これをオンラインレセプトにつきまして、画像データを購入せずに、みずから協会として生成できるように、読み込めるようにするというので、開発経費の予算措置が行われていますので計上しています。これによりまして、今後、経費の節減ということにつながってまいります。

4 番は、先ほど社会保険庁から御説明がありましたとおり、一定の経費につきまして、船員保険勘定の方と按分するための経費ということです。

5 . の下のところで、予備費は未計上としたということで、来年度については予備費・準備金は置かないということで御了解いただいておりますが、今年度も、実は 400 億円の予備費を計上してはいたしましたが、この機会に予備費は計上しないという扱いといたしたく存じます。

田中委員長 ありがとうございます。企業会計と違って現金収支会計なので、経営者の皆さんもちょっと見慣れないタイプの表かと思いますが、本来ならば保険料と交付金が減る予定なんだけれども、そこは変わらないから、それに備えて短期借入金を計上しておくという説明でした。何か御質問はおありでしょうか。これは事業の変更というよりは、ほかの今までいろいろと承認してきた事柄を受けて、数値に反映するところなることなので、やむを得ないかと存じますが、これも私どもの委員会の了承すべき事項になっております。ただいま御説明がありました21年度予算の変更について、本委員会として了承することにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

各委員 はい。

田中委員長 ありがとうございます。では本委員会としてはこれを了承することといたします。事務局においては速やかに国に対して認可のための手続きを行うようお願いいたします。最後、その他になります。資料7と8について説明をお願いします。

西川企画部長 資料7です。パイロット事業ということで、協会けんぽ広島支部において、先発薬からジェネリック薬に切替えた場合の本人負担は削減可能かの情報提供事業ということをやってまいりました。その結果がまとまりましたので御報告いたします。

1. 事業の概要ということで、21年7月に広島支部において、加入者101万人のうち4万7,000人の方々を対象としまして、ジェネリック医薬品のお薬に切替えた場合に、御本人の自己負担がどの程度軽減されるのかということをお知らせいたしました。そして翌月のレセプトをもちまして、実際にどのような切替えの行動が行われたのかということを集計しています。

通知を対象とした方々は、ここに書いてあるような40歳以上の方、あるいは先発薬を長期服用されている方、あるいはある程度削減した後発薬に切替えた場合に軽減可能額が出てくる方を対象にしています。

2. で結果ということで、(1)実際の行動変容の結果。(2)として実際の財政影響ということでまとめています。行動変容ということで、通知をした方々のうち25%の方が行動を起こしていただきまして、御自分が飲まれているお薬の全部または一部をジェネリック薬に切替えていただいています。年齢別あるいは実際の自己負担の軽減額の規模別で表にしたものがこういう形です。年齢が比較的高くなるほど、切替えの行動も高くなりますし、また、削減効果が大きいほど行動にもつながってくるというようなことです。

(2)として、では幾ら財政影響があったかということですが、21年8月というひと月だけで計算してみますと、合計で1,250万円ということで、それぞれ自己負担、あるいは保険財政の影響が出てくるということです。

1枚裏の方で見ていただきまして、潜在的な切替え効果ということで、22%の方々のほかに41%ぐらいの方々が、アンケート結果によりますと、切替えの潜在的な可能性があるということです。その方々が行動に移った場合、グラフにあるとおり、1,250万円から3,580万円ということで、拡大していくのかなということです。広島支部の結果を踏ま

えながら、今年度末から来年度にかけまして全国展開を図ってまいりたいと計画しているところ です。

資料 8 というところで、最後に中医協等の状況の御報告をいたします。1 番目に中医協の関係ですが、週 2 回ペースで議論が行われています。後ろの参考資料 2 - 3 というところで、厚いので後ろの方になりますけれども、診療報酬の基本方針というものが社会保障審議会医療部会あるいは医療保険部会連名でまとまっていますので、今後はこの基本方針に沿いまして、中医協において具体的な診療報酬の点数づけについて、議論が行われてくるということになってまいります。引き続き中医協においては保険者として、加入者・患者の視点を意識した発言を行ってまいります。

2 番目としまして社会保障審議会です。医療保険部会が今回 12 月 4 日、12 月 8 日ということで、連続して開催されています。当協会の財政問題の対応策を中心とした議論がなされています。そのときの資料については、参考資料ということで後ろにつけてごさいます。

参考資料 1 - 1 を後ろの方から取り出していただければと思います。参考資料 1 - 1 というところで、1 番、国庫補助の引上げ。2 番目として、単年度の財政均衡の特例・財政健全化計画。それから 3 番目として、被用者保険内の費用負担の在り方の見直し。この 3 点につきまして、同時に議論が行われているところです。

小林理事長の方からは部会での発言として、中小企業の皆様方の声として、「経営環境の厳しい中で、保険料率の上げ幅をできるだけ圧縮できるようにすべきだ」というような強い意見。それから「加入者の方々の家計、中小企業の負担を考えますと、あらゆる手段を動員して緩和策を検討する」というような意見を申し上げます。この件については、12 月 8 日の部会において、最後に部会長の方から事務局に対しまして、今後政務三役と相談の上、関係者との調整を進めていくようにといった御発言も賜っています。

最後に 3 番目として、その他の審議会ということで、高齢者医療制度改革会議ということで、長妻大臣主催の会議の第 1 回目の会議が 11 月 30 日にスタートしています。初回の会議では各委員からのフリートキングということで、小林理事長の方からは、「負担の在り方については、各制度の負担能力ということを反映したことが重要であり、負担能力のある高齢者世帯の方に一定の負担をお願いするとともに、社会全体で支え合うという観点から、公費の役割の拡大を含めました財源の在り方を検討すべきだ」という考えを述べています。

また、後期高齢者支援金の加算減算という制度がありますけれども、これに関連して、特定健診、保健指導ということで、保険者で保健事業を進めているところです。先ほども御説明したとおり、協会けんぽとしての保健事業の取り組みを進めているところではありませんけれども、他の保険者と比較した中で、後期高齢者支援金の加算減算というような仕組みがございますので、我々は、他の保険者と比べた場合の前提条件が違いすぎるというような理由から、現在の加算減算の仕組みということは、廃止を含めて見直す必要がある

のではないかという御意見を述べています。

田中委員長 ありがとうございます。医療保険部会については、逢見委員も委員でいらっしやいますね。

逢見委員 ええ、そうです。

田中委員長 私は医療部会側の部会長代理を務めておりますが、診療報酬の基本方針は、ここにあるように定まりました。また、協会における財政問題については、かなり理事長からも言っただいているようです。今度の資料についての御質問はございますでしょうか。たくさんの重要な議題がほかの審議会等で議論されているところです。もしまた細かくお読みになって何かあれば、いつでも事務局に質問していただいても構わないと思いますが、きょうはよろしゅうございますか。

本日は随分たくさん議題がありましたが、皆様方の御協力でほぼ時間どおりに進むことができました。審議はこれで終わりたいと存じますが、最後に理事長、本当にいろいろなところで御発言していらっしやいますが、まとめの言葉をお願いいたします。

小林理事長 本日は非常にたくさんの議題を御審議いただきましてありがとうございます。本日は5年収支の見通しの試算、来年度の保険料率、事業計画・予算、こういったものについて御議論いただきました。特に来年度の保険料率の変更時期とか、あるいは準備金残高の解消の期間、激変緩和期間の延長などについて一定の方向をいただきました。

保険料率の変更にあたりましては、前回の保険料率の変更から半年で変更をすることについて、皆さんから広報の周知徹底をよくするようにと御意見をいただきました。加入者の皆さん、事業者の皆さんに御理解をいただけるように、万全な広報に努めてまいりたいと考えております。激変緩和率や期間につきましては、これから国との調整を進めてまいりたいと思います。事業計画につきましては、危機感が感じられないと御指摘をいただきました。そのとおりだと思いました。大変重く受け止めまして、これからまた見直して、次回以降御審議いただきたいと思っております。

国庫補助率の本則復帰を含めまして、当協会の財政問題につきましては、先ほどお話いたしましたように、昨日開かれました社会保障審議会の医療保険部会において、今まで委員の皆さんからいただきました御意見、特に中小企業の皆さんの声とか実態、こういったものを伝えて、特に皆さんにさっきお話ししました3点を含めて、いろいろな検討をお願いしております。中小企業の事業主の皆さんとか、加入者の皆さんの実態、こういったものを踏まえて、保険料率の上げ幅を可能な限り圧縮できるように、引き続き関係各方面の御理解をいただきながら、努力してまいりたいと思っております。

また、協会けんぽでは、来年1月から船員保険の業務を国から引き継ぐことになっておりますので、本日は船員保険の21年度の事業計画・予算、及び定款の変更について御審議いただきました。今後は国への申請手続きを進めますとともに、わが国の海運と水産を支える船員と御家族の皆さんの健康と福祉の向上に取り組む責任を担うこととなりますので、国から業務サービスの円滑な移行を図ってまいりたいと思っております。

次回の運営委員会につきましては、政府の予算を踏まえた具体的な保険料率や事業計画・予算についてお示しできるのではないかと考えております。年末の大変お忙しい時期になろうかと思いますが、これからまた引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

田中委員長 ありがとうございました。では本日はこれにて終了いたします。どうもありがとうございました。

(了)